

「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」に関するQ&A

更新日時：2023年1月20日
宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度受付事務局

#	質問	回答
登録制度について		
1	「必須事項」と「努力事項」とは、それぞれ具体的にはどのような取組を指していますか。	「必須事項」、「努力事項」としている具体的な取組の内容については、当サイトに掲載されている、「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドライン（PDF）」の11ページ以降にて説明しておりますので、ご確認ください。
登録申請関連書類について		
2	登録要件を満たすことを確認する資料は、どのように作成すればよいですか。	当サイト掲載の「登録申請マニュアル」をご確認の上、作成ください。「高付加価値経営旅館等」「準高付加価値経営旅館等」それぞれの申請書類様式の「添付書類」ファイル内に、各確認資料の記載例を例示しています。
3	提出した登録申請書類などは、どのように活用されますか。	提出された登録申請書類などは、登録手続き及び観光庁における政策の検討にのみ利用し、それ以外を目的とした利用は行いません。ただし、登録された施設については、観光庁HPで登録区分ごとに登録番号、所在する都道府県、登録施設名を公表します。
4	登録が認められないのは、どのような場合ですか。	告示第七条に定める場合に加え、必要な書類に不備がある場合、登録は認められません。登録申請後、事務局にて登録申請書類を確認し、不備がある場合は、事務局より連絡させていただきます。
申請方法について		
5	郵送での登録申請は可能ですか。	登録申請は、当サイト上の申請受付ページからのみ受け付けます。
6	当サイト上の申請受付ページの使い方が分からないので、メールまたは自社で利用しているアップロードシステムから登録申請書類を提出したいと思いますが、可能ですか。	登録申請は、当サイト上の申請受付ページからのみ受け付けます。
7	当サイト上の申請受付ページが利用できないのですが、どのように登録申請書類を提出すればよいでしょうか。	当サイト上の申請受付ページが利用できない場合は、サイト上に記載のある下記お問い合わせ先までご連絡ください。 お問い合わせ窓口：宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度受付事務局 Eメールアドレス：syukuhakugyo-kigyotekikeiei@gp.knt.co.jp 締切間近などお問い合わせが集中した場合、回答に時間を要することがございます。あらかじめご了承ください。
8	登録申請を行いたいのですが、当サイト上の申請受付ページのボタンを押しても、画面に変化がありません。	申請受付ページのボタンは、登録申請の受付開始日である2023年2月1日以降から、有効になります。
9	当サイト上の申請受付ページのボタンを押したところ、他のサイトに飛びましたが問題ないでしょうか。	問題ございません。申請受付を円滑に行うため、申請受付ページは当サイトとは別のシステムで運用しています。

申請後の流れについて		
10	当サイト上の申請受付ページにて登録申請手続きをしましたが、申請が完了したことを通知するメール等が届きません。この場合、正しく申請できていますか。	登録申請後、申請受付ページにて入力いただいたメールアドレス宛に、登録申請を受け付けたこととお知らせするメール（【登録申請受領の通知】）を自動送信します。メールが届いていない場合、迷惑メールのフォルダに含まれていたり、ご利用のメールサービスで受信できない設定になっている場合がございます。ご利用のメールサービスで、syukuhakugyo-kigyotekikeiei@gp.knt.co.jpを受信できる設定になっているかご確認ください。なお、ご利用のメールサービスの設定方法については、ご利用のメールシステムのマニュアルをご確認ください。
11	登録申請を受け付けたことを知らせるメール（【登録申請受領の通知】）を受信してから、登録番号等の連絡が来ておりません。登録が認められた場合、どのタイミングで連絡をもらえますか。	申請書類に不備がない場合は、登録申請から20営業日以内を目安に、事務局より登録番号が記載された登録証（PDFファイル）をメールにて送信します。登録申請から登録証送付までの詳しい流れは、以下をご確認ください。 【登録申請から登録証送付までの流れ】 ① 申請者が事務局に対して、申請受付ページより登録申請書類を送信。（【登録申請】） ② 事務局が申請者に対して、【登録申請】の受付を通知するメールを自動送信。（【登録申請受領の通知】） ③ 事務局にて、登録申請書類の内容確認を実施。 ④ 事務局が申請者に対して、【登録申請受領の通知】発出から5営業日以内を目安に確認結果をメールにて送信。（【申請書類確認結果の通知】） A) 登録申請書類に不備があった場合、【申請書類確認結果の通知】には、不備の内容と再登録申請専用の申請フォームURLを記載します。この場合、申請者は①に戻り、再登録申請専用の申請フォームより、再度【登録申請】を実施する必要があります。 B) 登録申請書類に不備がなかった場合、⑤に進みます。 ⑤ 事務局が申請者に対して、【申請書類確認結果の通知】発出から15営業日以内を目安に、登録証をメールにて送付。
12	登録が認められた場合、登録証は送られてきますか。また、送られてくる登録証はどのような形式ですか。	登録完了後、登録番号等が記載された登録証（PDFファイル）をメールで送付いたします。なお、紙面での送付は行いません。
登録後の手続きについて		
13	登録の更新について、更新時期の連絡はもらえますか。また、更新が認められない場合はありますか。	登録の更新を希望する場合は、有効期間満了日90日前から有効期間満了日30日前までの更新申請期間（60日間）中に、登録区分に応じ、当サイト掲載の「高付加価値経営旅館等」「準高付加価値経営旅館等」それぞれの更新申請書類様式内の「更新登録申請書」を作成し、更新申請を行ってください。有効期間については、登録事業者の皆様にお送りする登録証に記載がございますので、ご自身でご確認頂き、ご対応をお願いいたします。更新手続きにおいても、更新時の状況に沿った申請書類をご提出いただく必要があります。申請書類に不備がある場合、更新は認められません。
14	「登録事業者は、毎事業年度終了後、経営状況を報告する必要があります。」とありますが、経営状況を報告しなかった場合、どのようになりますか。	毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、その事業年度の貸借対照表・損益計算書その他の営業に関する書類を提出いただけない場合、登録を抹消させていただきます。
事業者説明会について		
15	事業者説明会に参加を希望していますが、都合がつかない場合、どのようにすればよいですか。	説明会実施後、当サイト上にガイドラインや登録制度を説明する動画を掲載いたしますので、そちらをご確認ください。

問い合わせについて		
16	事務局への問い合わせ方法を教えてください。	お問い合わせは、メールでのみ受け付けます。当サイトの問い合わせ窓口に記載しているメールアドレス（syukuhakugyo-kigyotekikeiei@gp.knt.co.jp）へご連絡ください。内容を確認後、事務局よりご回答させていただきます。
17	事務局へメールにて質問しましたが、回答の連絡が来ません。	メールが届いていない場合、迷惑メールのフォルダに含まれていたり、ご利用のメールサービスで受信できない設定になっている場合がございます。ご利用のメールサービスで、syukuhakugyo-kigyotekikeiei@gp.knt.co.jpを受信できる設定になっているかご確認ください。なお、ご利用のメールサービスの設定方法については、ご利用のメールシステムのマニュアルをご確認下さい。
その他		
18	サイト上に掲載されているPDFデータを閲覧できません。メールにて送信してもらうことは可能ですか。	まずはご利用のパソコンの環境設定及びブラウザのセキュリティをご確認の上、見直しても改善されない場合、メールにてsyukuhakugyo-kigyotekikeiei@gp.knt.co.jpへご連絡ください。